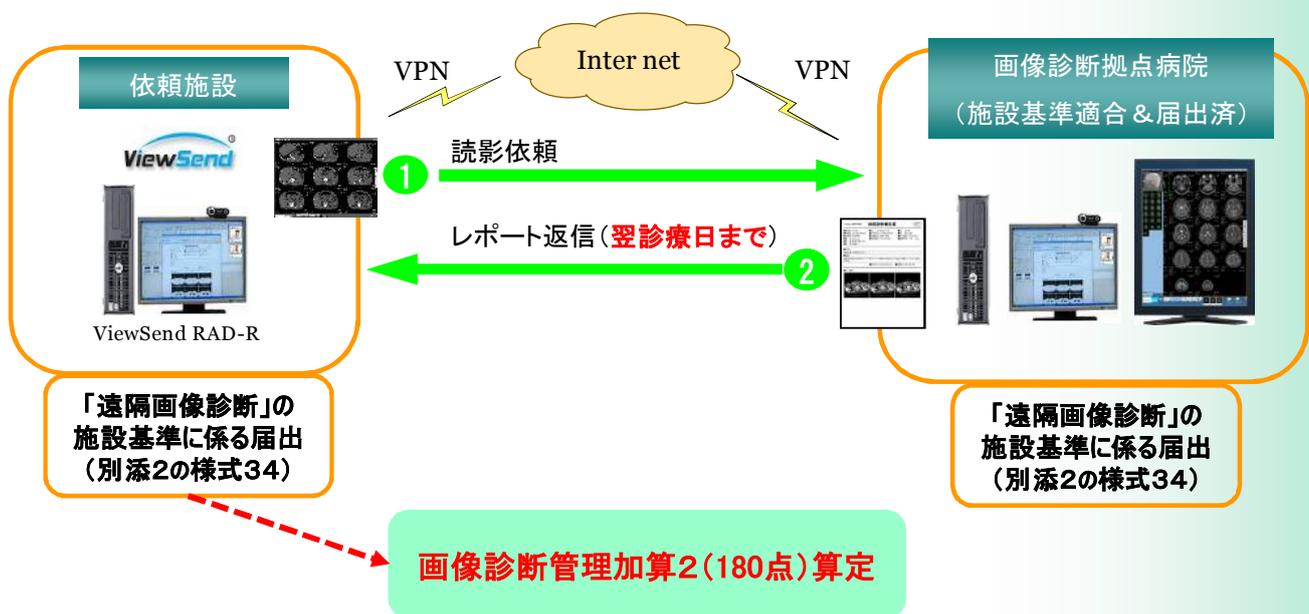


遠隔画像診断支援サービス

遠隔画像診断支援サービスのしくみ

遠隔画像診断でも支援側の施設基準が満たせば「画像診断管理加算2」が取得できます！



遠隔画像診断支援サービスのメリット

迅速な読影

翌診療日までにレポートが返信されるので、患者さんをお待たせしません。

読影医不足解消

遠隔読影により放射線専門医不足を補い、地域間医療格差の是正に貢献します。

利益向上

画像診断管理加算2の算定で、依頼件数×診療報酬180点を取得できます。
依頼施設側の大幅増収を実現します。

きめ細かな対応

読影医と直接やり取り&情報交換ができるため、納得のいく診断情報が入手できます。

質の高い読影

画像診断管理加算2の施設基準を満たす病院の、常勤読影医による質の高い画像診断とダブルチェックを受けられます。

他社サービスとの相違点

	他社サービス	遠隔画像診断支援サービス
支援側施設基準	施設基準を満たしていない株式会社又はNPO法人	施設基準を満たした病院 (特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院)
保健局届出	×	依頼側と支援側の双方が届出
レポート返信	数日～数週間	翌診療日
レポートWチェック	×	○
読影医とのやり取り	×	○
依頼施設側収入	×	画像診断管理加算2(180点)

画像診断を外注した分だけ**画像診断管理加算2(180点)**を取得できるので大幅な収入増になります！

画像診断管理加算について

平成20年4月に診療報酬が改定され、画像診断管理加算が引き上がりました。更に「遠隔画像診断」の届出を行うことにより「画像診断管理加算2」が算定可能※になります。
※画像診断管理加算2の施設基準は認められません。

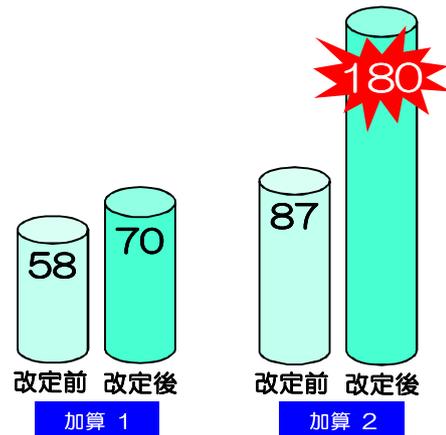
改定前
画像診断管理加算1 58点
画像診断管理加算2 87点



改定後
画像診断管理加算1 70点
画像診断管理加算2 180点

◆受信側保険医療機関の施設基準

- (1) 届出施設基準：
画像診断管理加算2
(様式32届出済み)
- (2) 病院の種類が次のいずれか
- ・ 特定機能病院
 - ・ 臨床研修指定病院
 - ・ へき地医療拠点病院
 - ・ へき地中核病院
 - ・ へき地医療支援病院



画像診断管理加算2の届出(別添2の様式32)に記載している画像診断を専ら専門とする常勤医師が読影し、翌診療日までに80%以上の画像診断報告書を送信側施設に提出する。



フジキンうめきた ナレッジセンター 〒530-0011 大阪市北区大深町3-1
グランフロント大阪ナレッジキャピタル タワーC11階
TEL(06)6359-1261 FAX(06)6359-1267

本社 〒530-0012 大阪市北区芝田1-4-8(北阪急ビル)
TEL(06)6376-4751(代表)
FAX(06)6376-4770 IP電話 050-3160-4751

ViewSend
ViewSend ICT 販売代理店
遠隔画像診断支援ソフト